

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、議会議長が議会の円滑な運営のため議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の公正な支出を図ることを目的とする。

(議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額)

第2条 議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(議長交際費の公表)

第3条 議長交際費の使途は、消防組合ホームページにおいて公表する。

(公表する情報)

第4条 議長交際費の使途に関する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報保護のため、特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期等)

第5条 消防組合ホームページにおける公表は、毎月15日までに前月分の議長交際費につき公表する。

(議長交際費の見直し)

第6条 議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適応する。

別表第1（第2条）

項 目		適用の範囲	支 出 額
1	弔慰金	別表第2のとおり	別表第2のとおり
2	会費・祝金	行事等に出席する際に必要な会費・祝金	(1) 10,000円を限度とする。 (2) 会費制の場合は、会費とする。 (3) 関係団体と調整が必要な場合は調整した額とする。
3	見舞金	組合議会に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院又は1箇月以上の自宅療養を要する場合で特に必要と認められるもの	10,000円を限度とする。
4	(1) 接遇費	組合議会運営上必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	(2) 交際物品費	記念品・手土産代等	
	(3) 激励金	組合に関係する個人又は団体が競技会等へ出場する場合で特に必要と認められるもの	
	(4) その他	上記に属さないもので議会議長が特に必要と認めたもの	

※ 上記以外については、対象、関係等を勘案の上、対応するものとする。

別表第2（第2条）

対 象	関 係	香 料	備 考
正副管理者、組 合議員	本人	20,000円	生花等
	配偶者、父母、子	10,000円	縁組を含む。義父母については、同居の場合のみ
その他公職にあ るもの	本人	10,000円	
4期又は8年以 上公職にあたっ た者	本人	5,000円	
消防組合職員	本人	10,000円	生花等
元消防組合職員	本人	5,000円	15年以上勤務した者

※ 上記以外については、対象、関係等を勘案の上、対応するものとする。